

まちの情報誌  
広報

# かつらぎ

2006年3月 Vol.18

ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

## Contents

まちのわだい..... 2・3

葛城市職員給与等概要..... 4~7

お知らせ..... 8~10

特集「食育」..... 11

地域安全ニュース／健康..... 12・13

人権／教育ニュース..... 14・15

文化会館ニュース／図書館..... 16・17

情報..... 18・19



# 第1回葛城市民健康マラソン

1月22日(日)、健民運動場を出発点に、第1回葛城市民健康マラソン大会が開催されました。

小学生から大人まで参加者の皆さんは、優勝めざして力走する人、あるいは景色を楽しみながら健康のためにマイペースで走る人など、それぞれさまざまな走り方で、マラソンを楽しんだ一日となりました。



## ◆3kmコース

小学生男子

- 優勝 山口 雄大 (竹尾内)
- 第2位 堀野 貴史 (長尾)
- 第3位 山崎 天嗣 (南今市)
- 第4位 新熊 大和 (八川)
- 第5位 葛井 達 (八川)
- 第6位 新熊 達 (八川)

小学生女子

- 優勝 伏見 歩美 (當麻)
- 第2位 吉田 衣里 (南今市)
- 第3位 吉田 奈津 (今在家)
- 第4位 隠岐 美聡 (八川)
- 第5位 田中 葵 (八川)
- 第6位 葛本 葵 (八川)

一般男子

- 優勝 脇本 欽吾 (北花内)
- 第2位 上田 直也 (足尾)
- 第3位 堀内 秀真 (北花内)
- 第4位 中橋 勇起 (葛木)
- 第5位 井関 翔汰 (南今市)
- 第6位 河合 保誠 (南今市)

一般女子

- 優勝 山崎 絢子 (當麻)
- 第2位 岡本 圭子 (長尾)
- 第3位 富岡 桂子 (太田)
- 第4位 中瀬 晴香 (八川)
- 第5位 吉川 幾美 (太田)
- 第6位 下村 実華 (當麻)

シニア男子(50歳以上)

- 優勝 近森 富雄 (NTT野良)
- 第2位 岩井 利光 (消防署)
- 第3位 上田 泰夫 (加守)
- 第4位 木村 日出男 (林堂)
- 第5位 梶木 秀俊 (林堂)
- 第6位 泉川 政彦 (北花内)

## ◆5kmコース

中学生男子

- 優勝 エンゼヒオ和志 (北花内)
- 第2位 上原 寛大 (柿本)
- 第3位 梶本 庸平 (寺岡)
- 第4位 森本 善智 (平岡)
- 第5位 安田 裕也 (竹根)
- 第6位 石田 裕也 (竹根)

一般男子

- 優勝 松不二 健太 (竹内)
- 第2位 武谷 孝介 (當麻病院)
- 第3位 田中 佳典 (森鷹)
- 第4位 井上 高広 (森鷹)
- 第5位 芦高 良二 (寺口)
- 第6位 芦高 良二 (寺口)

## 桜島大根

生野典夫(西室)さんは、鹿児島の特産である桜島大根の栽培に意欲を燃やされています。

喜寿(77才)記念に九州旅行をプレゼントしてくれたお孫さんに、何かお礼ができないかと考え、大根を作って美味しい漬け物を食べてもらうことを思いつきました。毎日畑に通い世話をするなどの努力が実り、2月には最大15kgほどのものから10kg程度のもので合わせて20個を収穫することができました。



生野さんは、「孫に喜んでもらえるよう来年は30kg以上になるような大根が作れるよう頑張りたい。」と抱負を語られています。

## チューリップ

近畿有数の切り花の産地である本市で、チューリップの出荷がピークを迎えています。

市内では7軒の農家が約50万本を栽培しており、県内では最大の産地です。

チューリップは、入学式や卒業式などのお祝い用の花束によく使われています。中には「妻への誕生日プレゼントにしたい」と花屋に行くのが恥ずかしくてわざわざ訪れる男性もおられるとか。



## みんなの森造成事業

2月5日、白光田池(北花内)の堤防で、地域住民ら約20人が参加し桜の苗木60本の植え付け作業が行われました。



これは、緑の募金による平成17年度「みんなの森造成事業」の一環として実施されたもので、同池の周囲400mに桜並木が完成しました。

## 厄除け祈願祭

竹内の春日若宮神社で2月1日の午前6時から古くから伝わる「厄除け祈願祭」が営まれました。

この日、同地区では米寿(88才)、還暦(61才)、厄年(41才、42才、43才、年は数え)を迎えた該当者18名が、3升餅を奉納し厄払いなどを祈願されました。朝日が昇る7時には祭事が終了し、参加者は、お守り、餅、紅白饅頭を手にし家へと帰られました。



竹内区長は、「厄年は、健康に気を配るきっかけを得ますが、肉体的にも精神的にも大きな転換期や人生の岐路に立つことが多いように思われます。この年を機に、より一層の地域貢献を期待しています。」と語られています。

## 葛城市自治功労者

永年に亘り地方自治の伸展に尽くされたその功を讃え、次の方々を葛城市自治功労者として市から徽章が贈られました。

今後自治振興の更なる発展を図るため、ご支援賜りますようお願い申し上げます。



【敬称略】

- 川合 樽彦(當 麻)
- 仲川 英宗(加 守)
- 兒島 悦之(兵 家)
- 酒井 勇(疋 田)
- 稲本 敏信(南今市)
- 中川 力(長 尾)
- 植田 茂夫(當 麻)
- 赤井佐太郎(疋 田)
- 小柴 一宏(北道穂)
- 中井 晟(新 庄)
- 鷲尾 隆継(寺 口)

## スポーツ少年団県代表で出場！

### 全国大会出場

新庄スポーツ少年団ミニバスケットボール部女子

### 近畿大会出場

新庄スポーツ少年団ミニバスケットボール部男子



県代表として決勝トーナメント進出を目指しています。  
また、新庄スポーツ少年団ミニバスケットボール部男子は、県第4位となり、県代表として5年ぶり3回目の近畿大会出場を飾り、3月4日・5日に滋賀県で行われる近畿大会で近畿ブロック優勝を目指しています。

昨年12月に開催された、第28回県ミニバスケットボール選手権大会において、新庄スポーツ少年団ミニバスケットボール部女子が、昨年引き続き2回目の優勝を飾りました。  
昨年の全国大会では惜しくも予選で敗退しましたが、3月28日から30日まで東京で行われる今年の全国ミニバスケットボール選手権大会では、

### 全国大会出場

新庄スポーツ少年団女子バレーボール部「葛城ジュニア」



昨年7月に開催された、第39回県バレーボール親善大会において、新庄スポーツ少年団女子バレーボール部「葛城ジュニア」が優勝しました。  
3月26日から29日まで北海道で行われる、全国スポーツ少年団バレーボール交流大会に県代表として出場します。  
全国大会にむけ、矢野三雄監督のもと、これまでの練習の成果を発揮できるよう、チーム一丸となって全力で頑張っています。

## 市町村対抗子ども駅伝大会出場

長距離走の普及を通じて子どもたちの体力向上を目的として、3月4日(土)午前10時から馬見丘陵公園で市町村対抗子ども駅伝大会が行われます。

この大会は、県民が一体となって盛り上げることでできる伝統的な行事となることを目指して開催されるもので、1月に行われた本市駅伝大会や健康マラソン大会において優秀な成績をおさめられた小学6年生男女11名が葛城市の代表として出場し、県下37チームの出場のなか競技が行われます。  
和気あいあいと、チーム一丸となって、優勝を目指して頑張ってください。

## 県スポレクレクレーション綱引き大会優勝

2月5日(日)奈良市中央体育館で開催された第14回奈良県スポーツレクレーション祭の綱引き大会に本市から小学生の部で出場した「TEAM MAX」がみごと優勝を飾りました。



# 葛城市職員の給与などの概要(人事行政の運営等の状況)

市職員の給与や職員数、勤務条件等の人事行政の運営等の状況について、市民のみなさんに広く知っていただくために、その概要を公表いたします。

- 「普通会計」とは、一般会計と特別会計の一部を加えたものです。(国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業及び下水道事業などの特別会計並びに公営企業(水道事業)会計は除きます。)
- 「一般行政職」とは、特別職(市長、議員等)、教育職、技能労務職、消防職及び企業職などを除いたものです。
- 「再任用職員」とは、高齢者雇用制度における定年退職者を再雇用する形での継続雇用制度にもとづき雇用された職員のことであり、一般職員と同様の週40時間のフルタイム勤務のほか、短時間勤務の形態があります。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
16年度	35,370人	12,346,079千円	116,494千円	2,928,722千円	23.7%

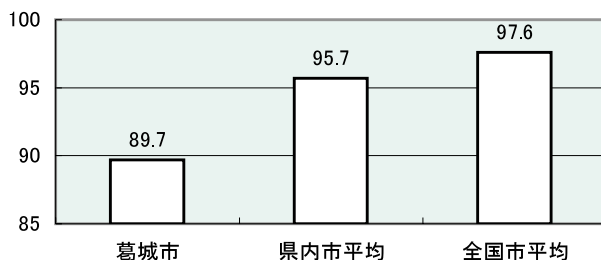
- (注) 1 平成16年10月1日において、旧新庄町、旧當麻町及び西葛城消防組合が合併し葛城市となりました。上記の額は、旧町分を含めた葛城市の決算額を表しています。  
2 人件費には特別職(非常勤を含む)に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
17年度	337(3)人	1,276,384千円	323,248千円	531,505千円	2,131,137千円	6,323千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。  
3 職員数の()内は、再任用職員数を職員数に対する内書きで表しています。

### (3) ラスパイレス指数の状況(平成17年4月1日現在)



#### ※算出方法:

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、葛城市の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。葛城市の仮定給料総額(学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実俸給総額で除して得る加重平均です。

- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	43.1歳	328,713円	403,587円
国	40.3歳	329,728円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛城市	50.0歳	262,809円	323,928円
うち給食調理員	54.0歳	235,767円	245,722円
うち清掃職員	47.1歳	283,095円	374,891円
うちその他職員 (自動車運転員等)	52.1歳	230,340円	260,846円
国	48.1歳	285,008円	—

### (2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	葛城市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	171,100円	190,200円	170,700円	184,400円
	高校卒	143,300円	154,300円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	143,300円	154,300円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	250,825円	301,300円	337,775円
	高校卒	該当者なし	260,900円	268,333円
技能労務職	高校卒	該当者なし	200,700円	205,300円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

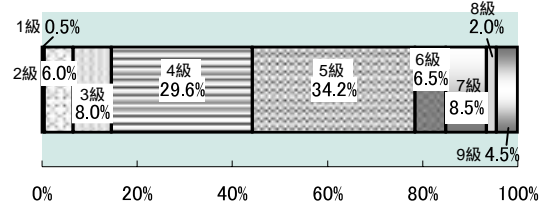
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主任・主査	課長補佐・主任・主査	課長・主幹	課長・主幹	課長	部長
職員数	1人	12人	16人	59人	68人	13人	17人	4人	9人
構成比	0.5%	6.0%	8.0%	29.6%	34.2%	6.5%	8.5%	2.0%	4.5%

(注) 1 葛城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

#### (2) 昇給期間短縮の状況

区分	全職種
16年度職員数(A)	362人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人
比率(B)/(A)	0.0%



級別職員数の構成比

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

葛城市		国	
1人当たり平均支給額(16年度)		—	
1,424千円			
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6月分)	(0.7月分)	(1.6月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5 ~ 20%		・役職加算 5 ~ 20%	
		・管理職加算 10 ~ 25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

葛城市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算)		
1人当たり平均支給額					
10,033千円 26,756千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

#### (3) 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		21,126千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		58,359円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	3%	362人	0%

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年10月~17年3月の6ヶ月分)での決算額です。

#### (4) 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

区分	全職種		
支給実績(16年度決算)	13,334千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	185,194円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	19.8%		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症対策業務手当	保健師	感染症発生に伴う防疫作業	日額 5,000円
行旅死亡人等取扱手当	福祉担当職員	行旅死亡人等の収容作業	日額 5,000円
有線放送業務高所作業等手当	有線放送業務担当職員	有線放送の維持管理における高所作業	日額 1,000円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事職員	本務としない職員が、臨時にマイクロバスの運転を行う	日額 2,000円~3,500円 (運転距離に応じて)
環境衛生業務手当	清掃業務員	塵芥・し尿処理作業及び危険な作業	日額 1,500円~3,400円 (業務の内容に応じて)
消防防災手当	消防吏員	消防業務、救急業務及び救助業務	日額50円~600円、1件200円~400円 (業務の内容に応じて)

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年9月~17年3月の7ヶ月分)での決算額です。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	45,444千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	188千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、葛城市(16年9月~17年3月の7ヶ月分)での決算額です。

(6)その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	(別表:自動車等使用者の支給単価)			
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,500円</li> <li>扶養親族2人まで6,000円(ただし、配偶者のいない扶養親族の1人目は、11,000円。また、配偶者が扶養親族でない場合、1人目は6,500円)</li> <li>その他の扶養親族1人につき 5,000円</li> <li>満16歳の年度始めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5,000円加算</li> </ul>	2km以上 5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 最高支給限度額 27,000円</li> <li>新築・購入後 5年を経過していない 2,500円</li> </ul>	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者 運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額</li> <li>自動車等の使用者 右の〈別表〉参照</li> </ul>	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理又は監督の地位にある職員</li> <li>部長級(部長、理事) 給料月額に100分の15を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨て。以下同じ。)</li> <li>課長級(課長、主幹) 給料月額に100分の12を乗じて得た額</li> <li>課長補佐級 給料月額に100分の10を乗じて得た額</li> </ul>	60km以上			
宿日直手当	宿日直業務(一般) 4,200円/日				
		管理職手当	宿日直手当		
国の制度との異同	同じ	同じ	同じ		同じ
国の制度と異なる内容	無し	無し	無し		無し
支給実績(16年度決算)	31,562千円	4,971千円	6,480千円	31,619千円	5,069千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	133,737円	105,765円	26,024円	261,314円	29,470円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額において、扶養手当～管理職手当は16年10月～17年3月の6ヶ月分、宿日直手当は16年9月～17年3月の7ヶ月分の、葛城市での決算額です。

## 5 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等		期末手当 (16年度支給割合)
	(平成17年10月1日現在)	(参考)県内他市における最高/最低額	
給料月額	市長	890,000円	3.3月分
	助役	740,000円	
	収入役	680,000円	
	特別参与	400,000円	
報酬月額	議長	470,000円	3.3月分
	副議長	400,000円	
	議員	370,000円	
退職手当	市長	(算定方式:平成17年4月1日現在) (支給時期) 給料月額×支給率(5.2)×在職年数 在職中通算 給料月額×支給率(3.3)×在職年数 在職中通算 給料月額×支給率(2.8)×在職年数 在職中通算 一般職と同様の扱い(給料月額×勤続年数に応じた支給率、退職時)	
	助役		
	収入役		
	特別参与		

## 6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

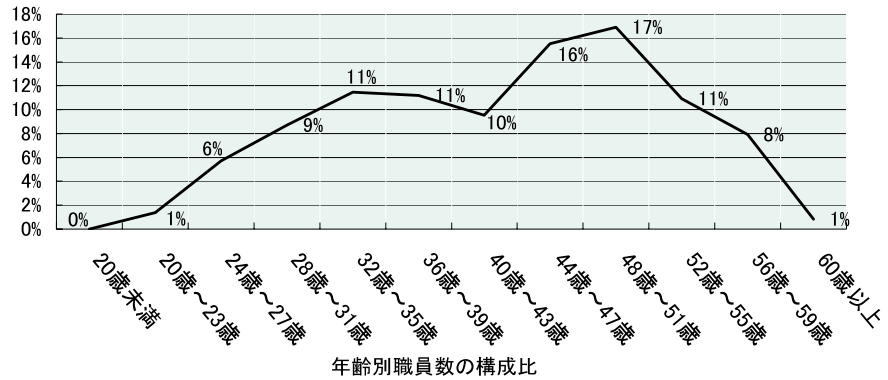
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一般行政部門	議会	5	5	0	退職及び合併に伴う異動
	総務	64	52	-12	
	税務	20	20	0	
	農林水産	15	10	-5	
	商工	2	3	1	
	土木	16	20	4	
	民生衛生	48	60	12	
小計	221	217	-4	[参考:類似団体の職員数 250]	
特別行政部門	教育	78	77	-1	退職及び合併に伴う異動
	消防	44	43	-1	
	小計	122	120	-2	
公営企業等会計部門	水道	15	12	-3	退職及び合併に伴う異動
	下水道	10	7	-3	
	国保・介護	12	11	-1	
	小計	37	30	-7	
総合計		380	367	-13	
		[ 474 ]	[ 474 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
3 平成16年の数値は、旧新庄町、旧當麻町及び西葛城消防組合の職員数を合計したものです。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成17年4月1日現在)

区分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	5人
24歳～27歳	21人
28歳～31歳	32人
32歳～35歳	42人
36歳～39歳	41人
40歳～43歳	35人
44歳～47歳	57人
48歳～51歳	62人
52歳～55歳	40人
56歳～59歳	29人
60歳以上	3人
計	367人



※定年:60歳

※60歳以上の職員(3人)は、再任用職員です。

## 7 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

本庁などの場合	月～金曜日(休日・祝日を除く) 勤務時間 8時30分～17時15分 うち休憩時間45分、休憩時間15分
---------	---

(2) 年次有給休暇

制度の概要	平均取得日数(平成16年度)
1年度につき20日付与。 現年度に付与した日数の 残日数は翌年度に繰越可能。	7.2日

(3) 特別休暇などの種類

休暇の種類	休暇の内容	有給/無給	付与(限度)日数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合	有給	90日
特別休暇	骨髄提供のための休暇	有給	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	有給	5日/年
	結婚休暇	有給	連続5日/年
	妻の出産休暇	有給	2日
	産前、産後休暇	有給	6週間、出産の翌日から8週間
	子の看護のための休暇	有給	5日/年
介護休暇	親族の死亡	有給	1～7日
	夏季休暇	有給	3日/7～9月の間
	配偶者、父母、子など負傷又は疾病のため日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	1時間当たりの給与額を減額	6月

(4) 育児休業制度と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最大その子が満3歳をむかえるまで取得できます。育児休業は1日単位、部分休業は時間単位で取得できます。

区分	取得者数(平成16年度)
育児休業	5人(0人)
部分休業	0人(0人)

※()は男性職員の取得者数。

## 8 分限及び懲戒処分の状況

(平成16年10月～平成17年12月末時点)

分限処分	懲戒処分			
	免職	停職	減給	戒告
3人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 分限処分は、公務能率の維持を目的に行われる処分です。心身の故障(負傷・疾病)などにより、本人の意に反して休職又は免職させます。この場合、退職手当などに不利益な取扱いはありませんが、月々の給与又は賞与においては減額の対象になります。3人は全て心身の故障による分限休職処分です。

2 懲戒処分は、服務義務違反に対する制裁として行われる処分です。分限処分と同様に本人の意に反して処分されますが、免職の場合は退職手当も支給されず、当該地方公共団体への再就職、試験なども制限されます。

## 9 職員のサービスの状況

憲法第15条第2項に基づき地方公務員法第30条に、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては、これに専念しなければならないと定められています。この根本基準として、次のような服務上の義務が定められています。

- ・サービスの宣誓
- ・法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

## 10 公平委員会の状況

(平成16年10月～平成17年12月末時点)

業務の状況	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の状況	0件

懲戒、その他の本人の意に反すると認める不利益な処分が行われた場合、その職員は行政不服審査法による不服申立てができます。また、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

それらの不服申立てや措置要求がされた場合、公平委員会はその職員から口頭審理その他の方法により審査を行い、必要に応じて処分の修正や取消しを行い、また地方公共団体の機関に対し改善等の勧告を行います。

# 国民年金からのお知らせ

## 平成18年度の国民年金保険料額の改正について

年金制度はこれまで、はじめに給付水準を決めて、その給付水準を維持するために保険料を引き上げるという方法でした。

しかし、平成17年度の改正では、最終的な保険料の上限を定め、その範囲内で給付を調整する「保険料水準固定方式」の考え方で、制度の見直しが行なわれました。

これにより、国民年金保険料は平成17年4月から毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年以降に固定されます。平成18年4月から下記のとおり国民年金保険料が変更になりますのでお知らせします。

平成18年度保険料額（1ヵ月）	13,860円
口座振替前納額（1年）	162,830円（割引額3,490円）
口座振替前納額（6ヵ月）	82,220円（割引額 940円）
現金による1年前納額	163,370円（割引額2,950円）
現金による6ヵ月前納額	82,480円（割引額 680円）

口座振替での前納は、事前の申し込みが必要です。

## 4月から平成18年度の「学生納付特例制度」の 申請受付がはじまります！ 申請はお早めに！

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の方には、本人の申請（所得審査があります。）により在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生 大学（大学院）・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等  
夜間・定時制・通信課程の方も含みます。

各種学校においては、修業年限が1年以上であること。

所得審査 本人の前年所得が118万円＋扶養親族等の数×38万円以下のとき承認となります。  
（ 家族の方の所得は問いません！ ）

承認期間 平成18年4月～平成19年3月まで

申請手続 市町村役場の国民年金担当窓口まで

持参するもの 年金手帳 印鑑 在学証明書または学生証の写し  
失業を理由とする場合は、失業を確認できる書類

**申請は毎年必書です！**

### 注 意

保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。申請は早めに行いましょう。

就職したら追納しましょう

学生納付特例承認期間は、年金受給資格期間には認められますが、年金の受給額には反映されません。10年以内であれば後から納付（追納）することができます。将来、年金受給額を増やすためにも、必ず納めましょう。なお、承認を受けた年度から3年度目以降は当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

詳しくは、市民課まで。

## 国民健康保険被保険者証の更新のお知らせ

現在お使いの「国民健康保険被保険者証（保険証）」の有効期限が、平成18年3月31日までとなっていますので、この日をもって使用できなくなります。

新しい保険証は3月下旬に配達記録郵便で郵送しますので、平成18年4月1日以降医療機関で受診される場合は、新しい保険証を提示していただきますようお願いいたします。有効期限の切れた旧保険証は、各自で「完全に処分」されるか、または「市民課まで返還」してください。

70歳以上（昭和7年10月1日生まれ以降）の方がお持ちの高齢受給者証については、平成18年8月1日に切り替えとなります。

なお、国民健康保険税が未納の方につきましては、国民健康保険被保険者証更新のご案内を送付いたします。

### 3月に送付する保険証の有効期限

有 効 期 限

国民健康保険被保険者証

平成19年3月31日

詳しくは、市民課まで。



# 国民健康保険、老人保健における医療のしくみ

医療費は、みなさんが納める保険税、各保険者、国、県及び市からの負担金で賄われています。通常、みなさんが医療機関に支払われている医療費は、全体のうち3割（老人保健は1割もしくは2割）を負担してもらっていますが、残りの7割（老人保健は9割もしくは8割）は保険者である市町村等が負担しています。

医療費は年々増加していますが、国保税の税収または国などからの負担金は減少傾向にあります。これにより、葛城市の国民健康保険や老人保健の財政状況がより一層厳しくなっており、医療制度を健全に維持していくことが大変難しくなっています。

普段から健康に関心を持ち、自分にあった方法で健康の維持を図り、一人ひとりが医療費の適正化に努めていただければ、医療のしくみをシュミレーションしました。

下記算出は、胆のう結石症（腹腔鏡下胆摘出術）により入院された場合の一般的な医療費を算出しましたが、個人の治療の中身、入院期間などにより実際のご請求額と異なる場合がありますので、あくまで参考としてください。6泊7日間、一般的な検査などを行った場合について掲載してあります。

医療費は、入院された場合、手術、検査、処置などの費用の外、入院時の基準看護料、部屋代（差額ベッド代を除く。）などで構成されています。

なお、医療費に含まれないものとして、以下のものがあります。

【・食事代 ・保険診療に含まれない材料代 ・差額ベッド代 ・病衣代】

これらの内、食事代については、食事一部負担金として1日につき780円がかかります。また、それ以外のものについては、別途、私費として負担が必要です。

## 例) 胆のう結石症（腹腔鏡下胆摘出術）により入院

あくまでも、傷病名による一般的な手術の場合であり、個人の傷病状態により費用の内容等は変わります。

医療費 医療費が598,000円の場合  
 (内訳) 指導料 50,000円、検査料 20,000円、画像診断料 18,000円  
 手術料 350,000円、投薬・注射等 20,000円、入院基本料等 140,000円

自己負担額（本人負担額）

国民健康保険及び各健康保険の場合 3割 一部負担金179,400円  
 高齢受給者及び老人保健受給者の場合 1割 一部負担金 40,200円（限度額適用）  
 高齢受給者及び老人保健受給者の場合 2割 一部負担金 74,665円（限度額適用）

ただし、1カ月の医療費が高額になった場合には、保険者に申請することにより自己負担限度額を超えた分が支給されます。

保険者負担額（市町村等の負担額）

国民健康保険及び各健康保険の負担 (7割) 418,600円  
 高齢受給者及び老人保健受給者の負担 (9割) 557,800円  
 高齢受給者及び老人保健受給者の負担 (8割) 523,335円

## 自己負担限度額表

70歳未満の自己負担限度額の場合（国民健康保険及び各健康保険）

区分	自己負担限度額（月額）外来+入院（世帯ごと）
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%
住民税非課税	35,400円

一つの世帯内で、同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

70歳以上の自己負担限度額の場合（高齢受給者及び老人保健受給者）

区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 過去12ヶ月間に高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円

一つの世帯内で、同じ月に外来だけの場合は個人ごと、外来及び入院がある場合は、その世帯の70歳以上の方を合算して限度額を超えた分が支給されます。

また、老人保健受給者の方の高額医療費は、初回に申請し、振込口座を登録することにより2回目以降は申請する必要がなく、高額医療費に該当すれば自動的に振込みします。

ただし、振込口座に変更のある場合は申請が必要です。

(市民課)

# 平成17年分の申告はお済みですか？

所得税の申告・納付期限は、  
平成18年3月15日（水）です。

消費税及び地方消費税の申告・納付期限は  
平成18年3月31日（金）です。

確定申告書に同封の納付書（申告用紙が郵送等により届いた方）により、最寄りの金融機関等で納付をお願いします。税務署からは、申告書の提出後に納付書の送付や納税額のお知らせはありませんのでご注意ください。納付期限を過ぎて納められますと延滞税がかかる場合があります。申告所得税には、延納制度がありますので、詳しくは税務署へお問い合わせください。詳しくは、葛城税務署（TEL 22-2721）まで。

## 農業所得者の皆さまへ

農業所得の計算方法についてのお知らせ

**平成18年分から水稻所得標準が廃止されます。**

平成18年分（平成19年申告分）から農業所得の計算は収支計算で行ってください。

**収支計算の方法** 収入金額 - 必要経費 = 所得金額

なお、既に収支計算で申告している方には、経営内容が正確に把握でき、特典も多い青色申告をお勧めします。

**収支計算に必要な書類** 平成18年1月1日から農業に関する「収入金額がわかる書類」、「必要経費の領収書等」は必ず保存してください。

なお、ご不明な点やわからないことがありましたら、葛城税務署又は税務課の窓口までお問い合わせください。

## 廃車・変更手続き

ミニバイク・軽自動車などの

廃車・変更手続きは3月中に！

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。すでに廃車したり、譲渡した場合や、盗難に遭われた場合（警察へ盗難届を提出後）は4月1日までに廃車や名義変更などの手続きをしてください。

4月2日以降に廃車などの手続きをされましても、平成18年度軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

【手続き先】

軽三輪車・軽四輪車...軽自動車検査協会奈良事務所

TEL : 0743-58-3018、テレホン案内 : 0743-58-3226 <http://www.keikenkyo.or.jp/>

オートバイ（125 ccを超える二輪のもの）...近畿運輸局奈良運輸支局

TEL : 0743-59-2152、テレホン案内 : 0743-57-6903 <http://www.kkt.mlit.go.jp/>

原動機付自転車（125 cc以下）・小型特殊自動車（トラクター等）...葛城市役所税務課

## 土地・家屋価格などの縦覧は、4月3日から！

平成18年度の土地及び家屋縦覧帳簿の縦覧を行います。

自分の所有する物件だけでなく、他人の所有する物件の評価額も縦覧できます。

【対象】市内に土地・家屋を所有する納税者、納税者の委任を受けた人

【期間】4月3日（月）～5月31日（水）（土・日・祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

【場所】税務課（新庄庁舎・當麻庁舎）

【縦覧内容】税額など次の内容以外は縦覧の対象になりません。

土地...所在、地番、地目、価格

家屋...所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

納税通知書、免許証などの本人確認ができるもの、印鑑、納税者以外の人は委任状をご持参ください。

< 固定資産税課税台帳の閲覧 >

納税義務者が税額など自分の所有する物件の課税内容を知りたい場合は、期間に関係なく、いつでも固定資産課税台帳の閲覧ができます。

有償で土地や家屋を借りている人も対象物件を限定して閲覧できます。ただし、当該物件に係る賃貸借契約書の写しなどが必要です。

【対象】納税義務者、納税義務者の委任を受けた人、借地・借家人など

【時間】午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

【場所】税務課（新庄庁舎・當麻庁舎）

納税通知書、免許証などの本人確認ができるもの、委任を受けた人は委任状、印鑑をご持参ください。

< 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出 >

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、4月3日（月）から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、文書により葛城市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。納税通知書の発送は5月初旬の予定です。

（税務課）

# 特集 『食育』

食に関する知識を身につけ、健康な食生活を営む力を養う「食育」。

地元食材を学校給食に生かしたり、生産者と消費者が交流を深めたりするなど様々な試みを通じて、旬の食材や伝統料理のよさを見直す機運が高まってきました。

平成17年7月施行の食育基本法も追い風に、住民の健康増進と農業振興を組み合わせた新しい取り組みが市内各地で広がっています。

## 懐かしの「おやつ」「しきしき」

新庄中学校では、「地域の食文化について関心を持ってもらい、伝承していこう」と、家庭科の授業で「しきしき」作りが行われました。

「しきしき」は、小麦粉を水で溶かし、砂糖と塩で味付けした生地を薄く焼いたもの。身近な素材でいつでも作れる手軽なおやつとして、昔から親しまれてきました。

「しきしき」作りに挑戦した生徒たちは、「意外と簡単に調理できておいしい。家でも作ってみたい。」と話していました。



講師を務められた木村匡子（大畑）さんは、「母親に作ってもらった味が今でも忘れられません。これからも食文化の伝承に努めていきたい。」と抱負を語られています。

## 農村と都市の交流

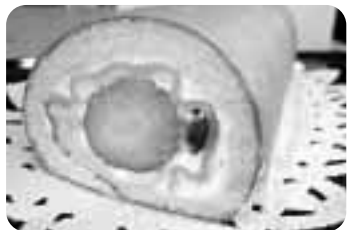
食育をめくり、農村と都市との交流も活発になってきています。道の駅「當麻の家」では、そば打ち、うどん打ちなどの体験利用者が年々増加しており、同駅長は、「自分で作ったうどんやそばは格別で感謝する人が多く、『當麻の家』の人気メニューになっています。豆腐、パン、芋掘りなどのメニューをニーズに合わせて充実させていきたい。」と語られています。



平成9年からそばの栽培に取り組んでいる笛吹区では、そばづくりを通して地域の交流が活発になるなど、波及効果が見受けられます。

## 地元食材のPR

大畑地区で生産されるイチゴ（アスカルビー）を利用した商品開発が活発になっていきます。「顔の見える生産者」を強調し、産地や安全性に関心の高い消費者からの支持を集めています。



道の駅、パン屋、ケーキ店の職人が、新鮮なイチゴを使ってイチゴ大福、「デニッシュパン、ロールケーキを丹精込めて作りあげました。なかでも、「イチゴ便り」と名付けられたロールケーキは、生地に米粉を使い、米の消費拡大にも一役買っています。「商品を売る」だけでなく、「地域全体をブランド化して売る」という点が評価されています。

## 配食サービス「まごころ弁当」

お年寄りの配食サービスに取り組んでいるボランティアふたば会は、地域食材の自給率を高めようと、会員と農業者が一致団結し出荷調整をされています。

3年前、「新鮮で安全な食材を使った弁当届けたい。」という目標で始まり、現在では自給率（量）が80%を越えました。



同会長は、「これからも皆さんに喜んで頂けるよう、地域の食材を利用した弁当づくりを続けていきたい。」と語られています。

## 基本法施行で意識改革

郷土料理を大切にして生産者を守るイタリア発祥の「スローフード」運動。地元で作られたものを地元で消費するという意味の「地産地消」。

こうした食生活・文化の新しい流れもあり、7月施行の食育基本法は「食育」を知育、徳育、体育の基礎と位置づけ、様々な施策を盛り込んでいきます。

市では家庭や学校での教育、生活習慣病の予防、食文化の継承などに努めていきます。

## 春季火災予防運動

### 統一標語 「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

3月1日(水)から7日(火)まで、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。この時季は、空気が大変乾燥し、風の強い日が続くと火事が起こりやすくなります。

消防署では、市内の小・中学校から募集した防火ポスターの入賞作品等を新庄・當麻文化会館及び消防署前に掲示していますのでご覧ください。また各駅前における防火活動や各地区での消防訓練指導などを通じて火災予防の啓発を図っています。

皆さんも、大切な家庭から火を出さないようにご家族で次の事柄について話し合しましょう。

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ~ 3つの習慣・4つの対策 ~

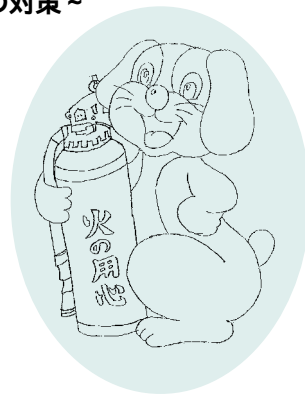
##### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

(葛城市消防本部)



119コーナー

平成18年1月中

火災...0件

救急... 104件

救助... 1件

トラブルを起こさない、トラブルに巻き込まれないために

## [インターネット・携帯] 活用のルール

インターネットは、みんなに必要な情報を、しかも世界中から探したり、取り出したりすることができます。インターネットや携帯電話は、今や私達の生活(会社・家庭・学校)に欠かせないものになってきました。そんな便利なインターネットですが、実はいろいろなトラブルが起こっているのも事実です。便利さと背中合わせに存在する、インターネットの「影」の部分です。今、こうしたインターネットの影の部分が、皆さんをトラブルや犯罪に巻き込むケースが増えているのです。

ルールやマナーを守ろう。

ルール、エチケットやマナーを守ることで、本当に便利な道具と安心して利用できるのです。

プログラムが勝手に変えられていた! 「OK」は、よく確認してクリックしよう。

違法な行為に巻き込まれたり、必要のないメールが大量に送りつけられるといったトラブルに巻き込まれることもあります。

トラブルに巻き込まれないためには、次の対策が必要です。

- ・例えば無料という言葉にだまされて気軽に「OK」や「YES」「はい」「同意する」などというボタンをクリックしない。
- ・専用の予防ソフトを使う。
- ・ADSL(高速データ通信方法の一つ)やケーブルテレビの接続にする。(これらの接続方法であれば、通常、国際電話につながらない。)

知らないメールには、ぜったい返事をださない。

悪質な業者が携帯電話のアドレスを調べるため、適当につくったアドレスでメールを送りつけ、返事があれば、そのメールアドレスは実際に使われているということを調べているのです。

身に覚えのないメールに対しては、ぜったい返信をしないことです。

個人情報(名前や住所、電話番号、私生活に関することなど)は絶対に公開しない。

人の悪口をいって相手を傷つける「誹謗中傷」やその情報を流さない。

こうした内容をサイトに掲載すると「侮辱罪」や場合によっては、「名誉毀損」という罪に問われます。

無断掲載は法律違反(「著作権侵害」等)になる場合もあるので注意しましょう。

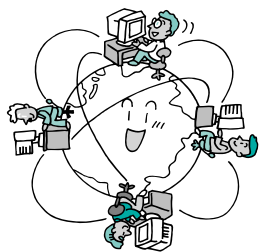
出会い系サイトには、落とし穴があるので注意しましょう。

出会い系サイトだけでなく、一般のBBS(掲示板やチャットなど)でも悪だくみを考えている人がいます。利用する場合は慎重に参加するようにしましょう。

インターネットや携帯電話には、ルールや注意点があります。それを知っていないと、人に迷惑をかけたり、自分自身が犯罪の被害者になったり、不愉快な思いをしてしまうことがあります。

被害に遭った時は、警察に届けてください。

高田警察署 電話 0745 (22) 0110



## 生活習慣病予防講演会

「生活習慣病に この1本！  
～自分の健康は自分で守る～」

2月4日（土）、新庄健康福祉センターで、生活習慣病予防講演会が開催されました。奈良市月ヶ瀬診療所所長の藤原靖士先生を講師にお招きし、雪も舞い散る寒さにもかかわらず、80名を越える方のご参加を頂きました。

ところで、“この1本”とは、何のことだと思われませんか？

ドリンク？ ダンベル？...ではありません。

答えは「メジャー（巻尺）」です。生活習慣病予防とメジャー、意外な組み合わせですが、大いに関係があるのです。

最近、「メタボリックシンドローム」という言葉をよく耳にしますが、様々な生活習慣病（心疾患、脳血管疾患など）を引き起こす温床となるものです。皆さんがこの「メタボリックシンドローム」かどうかを、腹囲（おへその高さ）を測ることで簡単に知ることが出来ます。（右上図をご参照ください。）

講演会では、メタボリックシンドローム、生活習慣病を予防する為にどのような事に注意すべきか、また普段の生活でのちょっとした事で生活習慣の改善が行えるということ、様々な例え話と皆さんの笑い声を交えてわかり易く講義が進められました。

皆さんも、まず“この1本”でご自身の腹囲を測ってみることから始めてみませんか？

### メタボリックシンドローム

・腹囲 男性85cm以上 女性90cm以上

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 血圧       | 130/85mmHg以上 |
| 2. 血糖値(空腹時) | 110mg/dl以上   |
| 3. 血清脂質     |              |
| 中性脂肪        | 150mg/dl以上   |
| HDLコレステロール  | 40mg/dl未満    |

腹囲に加えて、1から3のうち、2つ以上に当てはまる。



## 平成17年度スタンプラリー 達成者受付中！！

葛城市では、皆さんに健(換)診を受けることに楽しみを持っていただくとう、「健(換)診スタンプラリー」を実施しています。

1月～3月は、市で実施している健(換)診を受診され、スタンプをためた方の受付をしています。

スタンプラリーを達成された方は、ラリーの台紙を持って3月末までに新庄健康福祉センター又は常麻保健センターまでお越しください。



### 健康相談

日時：3月9日（木）  
受付：午前10時～午前11時  
場所：新庄健康福祉センター  
内容：血圧測定・尿検査など  
健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

### 乳幼児健康相談


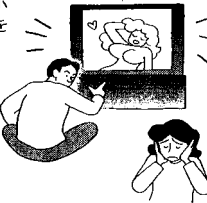


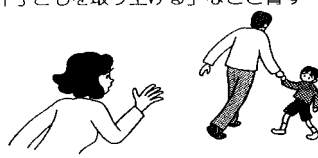

日時：3月22日（水）・23日（木）  
受付：午前10時～午前11時  
場所：新庄健康福祉センター  
内容：身体測定、保健師・栄養士による個別相談  
母子健康手帳をご持参ください。

# ドメスティック・バイオレンスとは何ですか？

どうして、こんなにもひどいことが長い間放置されてきたのかと驚く問題に、「ドメスティック・バイオレンス」(DV) = 「配偶者や恋人、元配偶者など親密な間柄にある男女(パートナー)間で起こる虐待・暴力」があります。これらの暴力の被害者の多くは女性であると言われています。「法は家庭に入らず」という不当な理由で、家の中で起こる見えない暴力が妻、老人、子どもたちなどの弱い立場にいる家族の人権を侵害しつづけてきました。最近この問題がようやく社会問題として大きく取り上げられるようになりました。

「ドメスティック・バイオレンス」(DV)とは(以下「DV」という)

「DV」とは、配偶者や恋人、元配偶者など親密な間柄にある男女(パートナー)間で起こる虐待・暴力のことで、明確な犯罪行為です。どのような状況や事情があっても、決して許すことの出来ない重大な人権侵害です。「DV」には次のような暴力があります。

<p><b>身体的暴力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>殴る、蹴る</li> <li>殴るふりをして脅す</li> <li>タバコの火でやけどをさせる</li> <li>髪の毛をつかんだり、つかんでひきずる</li> <li>物を投げつける</li> </ul> 	<p><b>性的暴力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避妊に協力しない</li> <li>見たくないポルノやAVを見せる</li> <li>「子どもができないのは、おまえのせいだ」などと言う</li> </ul> 	<p><b>精神的暴力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>何をいっても無視する</li> <li>仕事をすることに反対する</li> <li>暴言を吐く</li> </ul> 
<p><b>経済的暴力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「誰のおかげで生活ができるんだ」などと言う</li> <li>生活費を渡さない</li> </ul> 	<p><b>子どもを利用した暴力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに暴力をふるう</li> <li>自分の言いたいことを子どもに言わせる</li> <li>「子どもを取り上げる」などと脅す</li> </ul> 	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用人のように使う</li> <li>女性の役割といわれてきたことを一方的に押し付ける</li> <li>重要な決断を一人で定める</li> <li>暴力を女性のせいにする</li> </ul> 

「成人なかま」より

もし、「DV」の被害者になったら。

あなたは、我慢しなくてもいいのです。

「DV」を受けた多くの被害者は我慢をしています。しかし、「DV」は決して我慢することではありません。あなたの身体も心もあなた自身のものであって、たとえ配偶者や恋人であろうと、あなたの身体や心を傷つけることは許されません。

あなたに責任や落ち度はないのです。

多くの場合、「DV」を受けている被害者は自分に原因があるかのように考えたり、言われたりしています。被害者自身が「私が悪いから」「私に責任があるから」などと罪悪感に苦しんでいます。しかし、「DV」が起こるのは、あなたの責任でもあなたに落ち度があるからでもありません。ひとりで罪悪感などに悩むことはありません。

ひとりで抱え込まないで、相談しましょう。

「DV」から逃れるために、助けを求めることは恥ずかしいことではありません。ひとりで悩まないでまず相談しましょう。

あなたのまわりには専門の相談員がいます。あなたの秘密を堅く守って、あなたの相談にのってくれます。電話をかけるか、直接行って相談しましょう。

奈良県中央こども家庭相談センター TEL 0742(22)4083、奈良県女性センター TEL 0742(22)1240

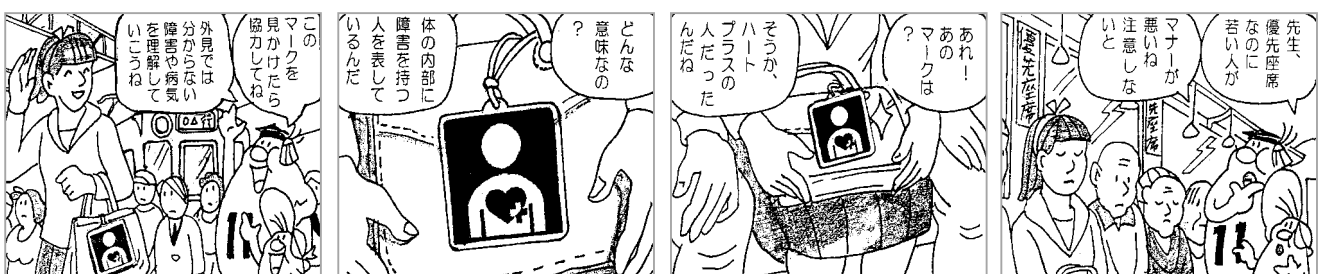
参考 奈良県男女共同参画課「身近な暴力ドメスティック・バイオレンスをなくすために」

毎月11日は  
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題  
啓発活動推進本部

葛城市人権問題啓発活動推進本部



第3回 磐城小学校

地域の人々に支えられて

人や社会、自然とのかかわりを豊かにする活動を行っています。

磐城小学校は、明治二十二年十月十五日、磐城尋常小学校として開校しました。今年で百十七歳になります。児童数は、本年二月一日現在五百九十五名です。  
目指す子どもの姿を「美しく、明るく、清く、生きる子、たくましく、正しく、強く、生きる子、温かく、豊かに、ひろく、生きる子」として日々取り組んでいます。様々な活動を一年間行っていますが、ここでは体験活動を通して「人や社会、自然とのかかわりを豊かにする」ための特色ある二つの取り組みを、子どもの作文などをもとに紹介します。

当麻園との交流

本校では、三年生になると、校区にある特別養護老人ホーム「当麻園」のお年寄りとの交流を行っています。平成十四年度から三年生の「総合的な学習の時間」に位置づけて、各学級が年三回定期的に訪問し、交流しています。（以前は、児童会活動として、各学級の代表や金管クラブが訪問して交流を続けてきました。）



（以前は、児童会活動として、各学級の代表や金管クラブが訪問して交流を続けてきました。）

はじめに、おばあちゃんとすごろくをして遊びました。おばあちゃんが負けたけど、うれしそうでした。そのあと、プレゼントをあげました。おり紙をいっしょにおったりしました。「かぶを作つて。」と言われたけど、作り方が分からなかったから、だまし船をかわりにあげました。おばあちゃんは、おり紙が上手だと分かりました。また、行きたいです。  
(児童作文より)

地域の人々に支えられて  
「米作り活動」

五年生では、地域の老人会の協力を得て、米作りを行っています。これも、平成十四年度から「総合的な学習の時間」に位置づけ、地域の方の田んぼをお借りし、一年間の活動を行っています。毎年、種もみの選



ち米で二百kgの収穫がありました。十二月には、この「磐城米」を全校児童が給食で味わいました。



び方、もみまき、田植え、稲刈り、脱穀などの仕方を、南今市老人会の方たちの丁寧なご指導のもとに学習しています。活動後には、各自、「米作り新聞」などにまとめていきます。今年は、うる

小学校二回目の稲刈り。でも、今日の稲刈りは前より大変でした。まず、かり方を老人会の人たちに教えてもらいました。「稲の真ん中をしっかりと持ち、なるべく下の方を鎌で切つたらいい。」と教えてもらいました。きれいなおうど色になった稲をさつぞく切ることになりました。きんちょうしながら切ってみたら、思ったよりがんばりに切れました。…束になった稲をわらで結ぶという作業をすることになって、結び方を教えてもらってやってみただけど、ゆるゆるで、自分には向いてないなあと思いました。  
(「米作り新聞」より)



# 文化会館ニュース

平成18年度 **マルベリー友の会**

**会  
員  
募  
集**

申込受付開始  
平成18年4月1日

年会費  
**1,000円**

## 会員特典

有効期限 平成18年4月1日～平成19年3月31日

マルベリーホール主催の公演チケットが、割引で1週間前より電話で先行予約できます。割引購入枚数は、1会員につき2枚まで。(先行電話予約枚数を含む)マルベリーホール主催のイベント情報をお送りします。当麻文化会館自主事業にも適用します。

## ステージオペレーター募集

### 会員募集

あなたも参加  
してみませんか？

ステージオペレータークラブでは、ホールの催しに欠かせないスタッフを募集しています。

#### 【活動内容・入会資格】

ステージオペレータークラブは、新庄文化会館の催しの際照明・音響・舞台設備の操作等を裏方として担当していただきます。また、積極的に新しい催し物(ミュージックフェスティバル)等の企画・演出にも携わっていただきます。舞台芸術に興味があり、一緒に感動を味わってみたい方のご参加をお待ちしております。16歳以上で性別、経験は問いません。

#### 【申込・お問い合わせ先】

新庄文化会館(ステージオペレータークラブ事務局)及び当麻文化会館

## 文化会館催し物のご案内

### 新庄文化会館(マルベリーホール)

3月1日～4月5日

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
3	5	日	子ども映画会	関係者	14:00～	葛城市子ども育成連絡協議会	48-2811【生涯学習課】
	12	日	カラオケ発表会	無料	9:00～17:00	カラオケ喫茶かよ	69-5562
	19	日	春のコンサート	無料	13:30～16:00	つぼみの音楽会	22-3121
	26	日	白鳳中学校吹奏楽部定期演奏会	無料	14:00～16:30	葛城市立白鳳中学校	48-2054

### 展示室(マルベリーホール)

期間	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
2/27～3/10	防火ポスター展示	無料	9:00～17:00	葛城市消防本部	69-7171

### 当麻文化会館

月	日	曜	催し物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
3	10	金	白鳳中学校音楽会	関係者	未定	葛城市立白鳳中学校	48-2054
	26	日	劇団くすのき定期公演	無料	14:00～	劇団くすのき	48-2811【生涯学習課】

## 休館日

新庄文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
当麻文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

お問い合わせ 新庄文化会館 TEL 69-4600 当麻文化会館 TEL 48-5000  
主催者の都合により一部変更する場合がありますので、ご了承ください。  
準備、リハーサル等での使用に関しては、本表に記載しておりません。  
詳細については、主催者にお問い合わせください。

■に白字は休館日。



## 今月のおすすめ



Presents  
角田光代 / 著

「ウニ煎餅」「鍋セット」「家族の絵」など、ちよつと風変わりなプレゼントにまつわるエピソードを集めた短編小説。プレゼントを間に、贈る人・贈られる人のお互いを想いやる優しい気持ちを描かれていて、心がほっこり温まる場面や思わず涙がホロリと出てしまう場面など、一話一話にささやかな感動が味わえます。



野の草なまえノート  
いわさ ゆうこ / 作

庭先や公園や道端に生えている野の草の名前ってご存知ですか？花壇に植えられている花の名前は知られていても、野の草の名前はあまり知られていません。  
本書では、野の草の名前とその由来を豊富な写真とイラストで紹介しています。動物的な名前がついた草、歴史上の人物の名がついた草、伝説や昔話から名がついた草など、ユニークな名前が揃っています。

### 3月の新着図書

印...児童書

書名	著者名	新庄図書館	當麻図書館
サムライの日本語	久保 博司		
超バカの壁	養老 孟司		
Q&A実践・指定管理者制度 公募と応募の争点	官民連携プロジェクト研究会		
夜行列車で旅に出る！真夜中の鉄道案内	講談社		
ターシャのスケッチブック	ターシャ・テューダー		
はるがいったら	飛鳥井 千砂		
魔法の笑窪	大沢 在昌		
外房線60秒の罨	西村 京太郎		
アコギなのかリッパなのか	畠中 恵		
謎は解ける方が魅力的 有栖川有栖エッセイ集	有栖川 有栖		
三つの願い パレスチナとイスラエルの子どもたち	デボラ・エリス		
つな引きのお祭り	北村 皆雄・関戸 勇		
「ハナ」は日本一のお母さん	広島市安佐動物公園		
とんとん拍子	星 新一		
ドールハウスから逃げだせ！	イヴ・バンティング		
考える豚	黒田 征太郎		
吾輩は猫である	武田 美穂		
あなたをずっとずっとあいしてる	宮西 達也		
なまけものパステアン	ハインリヒ・ホフマン		
わたしたち手で話します	フェレーナ・バルハウス		

### 《催しもの案内》

〔映画会のお知らせ〕

日時：3月11日(土)午前10時  
場所：新庄図書館AVルーム  
『トムとジェリー 火星へ行く』

〔おはなし会のお知らせ〕

新庄図書館

日時：3月25日(土)午前10時  
場所：新庄図書館  
おはなしのへや・AVルーム

《小さい子のためのプログラム》  
お話：大中小の家  
手袋人形：花と草

大型絵本：ちびごりらのちびちび  
ほか

《大きい子のためのプログラム》  
お話：十二の月のおくりもの  
紙芝居：かつばのすもも

絵本：つくし

當麻図書館

日時：3月26日(日)午後1時30分  
場所：當麻図書館2階おはなしのへや  
《小さい子のためのプログラム》

お話：ギーゴードア

絵本：アンガスとあひる  
パネルシアター：ふくろうのそのものや

《大きい子のためのプログラム》

お話：おおかみのくれた玉  
絵本：サンドイッチつくろう

\* おはなしが始まると部屋に入れません。  
時間に間に合うようにお越しください。

### 休館日

新庄図書館

水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

當麻図書館

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

## 新庄クリーンセンター からのお知らせ

燃えるごみの収集日について:

3月21日(火)・春分の日)は祝日ですが、新庄区域の一般家庭ごみ収集については平常通り行います。

対象地区: 西室・東室・柿本・笛堂・北花内・忍海・蘆・新村・新町・南花内・西辻・南新町

資源(ごみ)の収集日変更について:

3月21日(火)・春分の日)は祝日のため、20日(月)に変更となります。対象地区: 西室・東室・新庄・葛木・大屋・北道穂・南道穂・中戸・弁之庄

詳しくは、新庄クリーンセンター

TEL (69) 3773まで。

## 歴史博物館からのお知らせ

【講演会】  
公開講座

『葛城学へのいざない』第12回

「楠木氏を考える」

「南北朝動乱の千早赤坂」

日時: 3月11日(土)

午後2時から

講師: 和泉 大樹氏

(千早赤坂村教育委員会)

会場: 歴史博物館2階

「あかねホール」

定員: 100名程度

申込: 電話または

直接窓口にて受付

詳しくは、歴史博物館まで。

TEL (64) 1414・FAX (62) 1661

## 葛城市更生保護女性会に 入会しませんか

更生保護女性会とは、地域社会から非行や犯罪をなくし、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する全国組織の女性ボランティア団体です。

更生保護女性会の活動は、社会に對するあたたかい関心と優しさとお金の少し余暇があれば、どなたにもできる活動です。

明るい社会を築くための、小さな『あかり』になることをこころざしてみませんか。

入会を希望される方、もつと詳しく話を聞いてみたい方は社会福祉課まで連絡ください。



## 講演会『子守唄』開催

子育て中のお母さん!一緒に子守唄を歌いませんか?

0~5歳までのお子さんの親を対象に『心揺さぶる子守唄』をテーマとして講演会を開催します。

当日は子どもさんも一緒に楽しめますので多数ご参加ください。

日時: 3月10日(金)

午前10時~午前11時30分

場所: 歴史博物館(あかねホール)

講師: 米森 真理子氏

申込: 不要

詳しくは、児童福祉課まで。

## 第6回奈良県障害者 スポーツ大会出場者募集

県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害者の社会参加促進と、障害者福祉の増進に寄与するため、各種競技が開催されますので、出場を希望される方は、左記により申込んでください。

受付期間: 3月1日(水)~24日(金)  
参加資格: 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者

競技日程:  
4月23日(日)

卓球競技(県心身障害福祉センター体育館)  
ソフトボール(県立高等養護学校グラウンド)

4月30日(日)  
バスケットボール(県心身障害福祉センター体育館)

サッカー(県立高等養護学校グラウンド)  
フットベースボール(県立高等養護学校グラウンド)

5月14日(日)  
水泳競技(県営屋内温水プール)

5月21日(日)  
陸上競技(県立橿原公苑陸上競技場)

6月4日(日)  
フライングディスク(県立高等養護学校グラウンド)

詳しくは、社会福祉課まで。

## 消費生活相談

「架空請求や振り込み詐欺」などの消費生活に関する相談に応じます。

日時: 3月13日(月)

午前10時~正午・午後1時~4時

場所: 市役所當麻庁舎

分庁舎1階会議室

相談料: 無料

詳しくは、農林商工課まで。

## リニア一般試乗会

山梨実験線でリニアモーターカーの試乗や見学を楽しんでみませんか。(ただし、走行試験の都合により試乗できない場合もあります。)

開催日: 3月23日(木) 日帰り  
開催場所: 山梨県都留市

「山梨リニア実験センター」  
募集人数: 80名

(応募多数の場合は抽選により決定)  
対象者: 県内在住の方(高校生以上)。2名以下で応募。過去の試乗会経験者は対象外となります。

参加費: 1名につき2万円

応募方法:

往復はがきに、参加希望の方の住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記のうえ送付してください。

往信: 〒630-8501

奈良市登大路町30番地  
奈良県企画部交通政策課内

リニア中央エクスプレス  
建設促進奈良県期成同盟会宛

※切: 3月9日(木) 必着

注意事項: 当選決定された以外の方の参加・同伴はできません。

詳しくは、リニア中央エクスプレス  
建設促進奈良県期成同盟会  
TEL 0742(27)8483まで。

## 増改築相談

日時: 3月25日(土)

午後1時~午後5時

場所: 中央公民館会議室

詳しくは、建築組合TEL(69)2877  
または、都市計画課まで。

## 新庄地区の皆さまへ 有線放送の変更のお知らせ

4月1日から新庄地区の定時放送の時間が変更になります。

朝の定時放送は午後8時に時間を変更し、土曜・日曜・祝日も毎日放送します。(ただし、年末年始は除きます。)  
また、「防火の時間」のアナウンスは、午後8時の定時放送の後に行い、午後9時はチャイムだけになります。

### 3月31日まで

#### 【定時放送】

月曜日～金曜日：午前6時50分

#### 【臨時放送】

月曜日～金曜日：午後8時

土曜・日曜・祝日：午前9時～午後8時

「防火の時間」のアナウンス  
午後9時のチャイムの後

### 4月1日から

#### 【定時放送】

土曜・日曜・祝日を

含む毎日：午後8時

(ただし、年末年始除く)

#### 【防火のアナウンス】

午後8時の定時放送の最後

(秘書課)

## 當麻地区の皆さまへ

### 本年7月から「燃えるごみ」のゴミ袋が 透明・半透明袋に変わります

本市當麻地区における「燃えるごみ」の出し方が、本年7月から変わります。

既に、葛城市の新庄地区においては実施しておりますが、「燃えるごみ」が、中身の見えないう黒ビニールのゴミ袋などで出されている當麻地域では、安易に「燃えるごみ」の中に、不燃物や缶・ビンを入れたりして出される事例が見受けられます。そのため、「燃えるごみ」の中に入っていたスプレー缶などにより、ごみ収集車での火災や爆発事故などの事例も発生しています。このようなことから、「ごみ袋を中身の見える透明又は半透明に指定し、収集作業時のけがや事故を未然に防止するとともに、「ごみの分別を徹底し、ごみの減量化と再資源化を推進したい」と思います。



これらことから、本年7月1日以降は、「分別されていないごみ」、及び「黒い袋」や「段ボール箱」、「農業用肥料袋」などを使用して「燃えるごみ」を出された場合は、収集しませんので、「ご注意ください」。

今後ご家庭でゴミ袋を購入の際には、透明もしくは半透明のゴミ袋を購入して頂きますようお願いいたします。

詳しくは、環境課TEL(69)3001または、當麻クリーンセンターTEL(48)2058まで。



## ためびよんの「総合治水」ってな～に? その1

奈良盆地には約124万人の人たちが暮らしているんだ。ここを流れている157本の川はすべて大和川という1本の川に流れ込んでいるんだ。

近年、都市化が進み、本来地面にしみ込むはずの雨水が一気に川に流れ込み水害が起こりやすいた。



総合治水対策とは

河川の整備などの  
**治水対策**

+ とともに

降った雨を一時的に貯留する  
**流域対策**



そこで安全に水を流すために川を改修したりする「治水対策」、一時的に奈良盆地で雨水を貯めて少しずつ流れるようにする「流域対策」を行って、水害を防ごうとしているんだよ。この取り組みを「総合治水対策」というんだ。



ホームページからも  
お問い合わせのアンケート  
を実施しています。

「総合治水」についてのお問い合わせは…葛城市建設課まで。  
大和川流域総合治水対策協議会 <http://www.yamato.kkr.mlit.go.jp/>



# 3月 March

## 今月の無料相談

### 人権・行政・心配ごと相談

- 日時 3月9日(木)第2木曜日  
午前9時～正午  
場所 葛城市役所(新庄庁舎)  
申込 不要(先着順)
- 日時 3月16日(木)第3木曜日  
午前9時～正午  
場所 忍海集会所  
申込 不要(先着順)
- 日時 3月23日(木)第4木曜日  
午前9時～正午  
場所 當麻文化会館  
申込 不要(先着順)

お問い合わせ / 人権政策課・総務課・社会福祉協議会  
電話 69-3001

### 弁護士による法律相談

- 日時 3月16日(木)第3木曜日  
午後1時～4時  
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
- 日時 3月23日(木)第4木曜日  
午後1時～4時  
場所 當麻文化会館

申込 相談(20分)は予約制になっていますので、  
秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ / 秘書課 電話 69-3001

中和法律センター -

#### 【本所】

- 日時 毎週火曜日・金曜日(祝日は休み)  
午後1時～4時  
場所 大和高田市大中106-2  
経済会館4階

#### 【香芝支所】

- 日時 第1水曜日(祝日は休み)  
午後1時～4時  
場所 香芝市下田西2-1-22  
(社)シルバー人材センター1階

#### 【檀原支所】

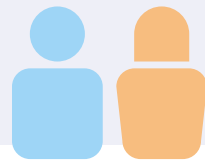
- 日時 第2・3水曜日(祝日は休み)  
午後1時～4時  
場所 檀原市八木町1-1-18  
檀原市役所北館1階

#### 【王寺支所】

- 日時 第4水曜日(祝日は休み)  
午後1時～4時  
場所 王寺町久度2-2-1-501  
地域交流センター  
申込 相談は予約面談制(30分)  
必ず電話で事前予約してください。  
(電話24-5403)  
相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分  
から先着順にて受け付けます。

(祝日の場合は原則その前日より)  
対象者 大和高田市・檀原市・御所市・香芝市  
葛城市・桜井市・磯城郡内・宇陀郡内  
高市郡内・北葛城郡内・東吉野村居住  
の方

## 人 動 きの



- ◆人口 35,686人 ◆世帯数 12,080戸
- ◆男 17,267人 ◆女18,419人

2006年2月1日現在

平成18年3月1日発行  
編集・発行 葛城市役所 秘書課  
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地  
電話0745(69)3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。

